

学校給食費について

1. 学校給食費について

(1) 学校給食費の推移

- 平成14年度から、それまでの私会計から公会計へと移行した。

〈川越市学校給食費（平成10年4月～）の推移〉

改定年月	月 額		備 考
	小学校	中学校	
平成10年4月	3,700 円	4,500 円	政府米援助の廃止
平成21年11月	4,000 円	4,900 円	食材費の価格上昇
平成27年4月	4,350 円	5,250 円	食材費の価格上昇と消費税 8%への対応

(2) 納付方法

- 現金または口座振替による納付。

(3) 納入期限

- 4月から7月 翌月の末日
- 9月から翌年3月 各給食実施月の末日

2 学校給食費の納付義務者

学校給食法第11条第2項により、学校給食費は学校給食を受ける児童又は生徒の保護者が負担するとされているため、保護者が納付義務者となります。

なお、学校教育法第16条により、保護者とは子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）となっています。

また、民法第818条第1項によれば「成年に達しない子は、父母の親権に服する」とされており、父母が親権者であることが規定されています。

これらにより、川越市立学校給食センター管理規則第3条で「学校給食費は、児童又は生徒の保護者が負担する」と定めています。

参 考

<学校給食法>

第11条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。

2. 収入状況

各年度 5 月 31 日現在

学校給食費収入状況

年度	区分	件数(件)	調定額(円)	収入済額(円)	不納欠損額(円)	収入未済額(円)	収納率
R1	現年度分	285,124	1,313,144,069	1,305,224,148	0	7,919,921	99.40%
	滞納繰越分	837	17,872,088	7,443,330	272,766	10,155,992	41.65%
	合計	285,961	1,331,016,157	1,312,667,478	272,766	18,075,913	98.62%
R2	現年度分	284,524	1,252,673,259	1,246,047,883	3,514	6,621,862	99.47%
	滞納繰越分	882	18,075,913	9,712,295	298,341	8,065,277	53.73%
	合計	285,406	1,270,749,172	1,255,760,178	301,855	14,687,139	98.82%
R3	現年度分	312,036	1,417,894,292	1,411,289,431	0	6,604,861	99.53%
	滞納繰越分	796	14,687,139	8,437,903	1,261,160	4,988,076	57.45%
	合計	312,832	1,432,581,431	1,419,727,334	1,261,160	11,592,937	99.10%
R4	現年度分	309,709	1,420,881,194	1,413,644,405	0	7,236,789	99.49%
	滞納繰越分	627	11,592,937	6,651,312	442,331	4,499,294	57.37%
	合計	310,336	1,432,474,131	1,420,295,717	442,331	11,736,083	99.15%
R5	現年度分	305,951	1,406,221,264	1,399,643,612	0	6,577,652	99.53%
	滞納繰越分	613	11,736,083	6,314,358	337,246	5,084,479	53.80%
	合計	306,564	1,417,957,347	1,405,957,970	337,246	11,662,131	99.15%

※収納率は小数第3位四捨五入

※現年度分の件数:児童生徒数。職員等含む。(月間重複あり)

※滞納繰越分の件数:児童生徒数。職員等含む。(年度間重複あり)

3. 学校給食費未納対策取り組み実績 (令和5年度)

- 文書催告(児童生徒延べ人数)
年間 827 件(現年 531 件、滞繰 296件)
- 電話催告(世帯延べ件数)
年間 315 件実施
- 臨宅徴収(世帯延べ件数)
年間 157 件実施
- 面談(世帯延べ件数)
年間 22 件実施
- 口座振替登録の促進
納付書に口座振替依頼書を同封 6 月、9 月～3 月の計8回実施。
- 児童手当からの天引き徴収(世帯延べ件数)
232 件 8,027,963 円(現年 4,277,753 円、滞繰 3,750,210 円)
- 収納対策課への債権移管
91 世帯 移管総額: 4,685,662円
収入額 : 1,074,053円